

議案第二号

杉並区情報公開条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成十七年二月十八日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区情報公開条例の一部を改正する条例

杉並区情報公開条例（昭和六十一年杉並区条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号八中「が公務員」を「が公務員等」に、「及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員」を「（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）、「独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員」に、「当該公務員」を「当該公務員等」に改め、同項第三号中「及び地方公共団体」を「、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人」に改める。

第十八条の見出し中「出資法人等」の下に「及び公の施設の指定管理者」を加え、同条第二項中「区長」を「実施機関」に改め、「出資法人等」の下に「及び区の公の施設の指定管理者」を加え、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 区の公の施設の指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいい、出資法人等を除く。以下同じ。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該公の施設の管理に関する情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

（提案理由）

公の施設の指定管理者の情報公開に関する規定を設ける等の必要がある。

杉並区情報公開条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(情報の原則公開)</p> <p>第六条 実施機関の管理する情報は、原則公開とする。ただし、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報については、当該情報の公開をしないことができる。</p> <p>一 略</p> <p>二 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、特定の個人が識別され得るもの(他の情報と照合することにより、特定の個人が識別され得ることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p>	<p>(情報の原則公開)</p> <p>第六条 実施機関の管理する情報は、原則公開とする。ただし、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報については、当該情報の公開をしないことができる。</p> <p>一 略</p> <p>二 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、特定の個人が識別され得るもの(他の情報と照合することにより、特定の個人が識別され得ることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p>

イ及びロ 略

八 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。））、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）で

イ及びロ 略

八 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和二十五年法律第百六十一号）第二条に規定する地方公務員

をいう。）で

ある場合において、当該情報がその職務の執行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務執行の内容に係る部分

三 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより当該法人等又は当該個人に著しい不利益を与えると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ）八 略

四及び五 略

2 略

（出資法人等及び公の施設の指定管理者の情報公開）

第十八条 区が出資その他財政支出を行う法人又は団体であつて、規則で定めるもの

ある場合において、当該情報がその職務の執行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務執行の内容に係る部分

三 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより当該法人等又は当該個人に著しい不利益を与えると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ）八 略

四及び五 略

2 略

（出資法人等の情報公開）

第十八条 区が出資その他財政支出を行う法人又は団体であつて、規則で定めるもの

（以下「出資法人等」という。）は、この条例の趣旨にのつとり、情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 | 区の公の施設の指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四條の二第三項に規定する指定管理者をいい、出資法人等を除く。以下同じ。）

は、この条例の趣旨にのつとり、当該公の施設の管理に関する情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 | 実施機関は、出資法人等及び区の公の施設の指定管理者に対し、前二項に定める必要な措置を講ずるよう、指導するものとする。

（以下「出資法人等」という。）は、この条例の趣旨にのつとり、情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 | 区長は、出資法人等

に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう、指導するものとする。